

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 8月10日	
【会社名】	マルマン株式会社	
【英訳名】	Maruman & Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出山 泰弘	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル	
【電話番号】	03-3526-9971	
【事務連絡者氏名】	財務経理チーム長 中村 修	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル	
【電話番号】	03-3526-9971	
【事務連絡者氏名】	財務経理チーム長 中村 修	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	365,992,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,327,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 本届出書により募集する当社普通株式による第三者割当増資（以下、「本第三者割当増資」といいます。）は、平成28年8月10日（水）開催の取締役会決議によるものであります。
- 2 当社普通株式に係る振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 振替機関名称 株式会社証券保管振替機構
振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	3,327,200株	365,992,000	182,996,000
一般募集			
計（総発行株式）	3,327,200株	365,992,000	182,996,000

- (注) 1 発行価額の総額を第三者割当の方法により発行します。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、182,996,000円であります。
- 3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容
株式会社マルマンコリア（以下、「マルマンコリア」といいます。）が当社に対して保有する以下の金銭債権（合計366,000,000円のうち、365,992,000円が払込に充当され、その余の8,000円は債務免除されま

す。）
平成26年9月25日付金銭消費貸借契約に基づく金銭債権の元本200,000,000円

借入日：平成26年9月25日

返済期日：平成29年3月17日

利率：6.57%

平成27年11月4日付金銭消費貸借契約に基づく金銭債権の元本86,000,000円

借入日：平成27年11月6日

返済期日：平成28年11月6日

利率：6.26%

平成27年11月23日付金銭消費貸借契約に基づく金銭債権の元本80,000,000円の内、79,992,000円

借入日：平成27年11月25日

返済期日：平成28年11月25日

利率：6.26%

なお、現物出資の目的となる財産については、会社法の規定により原則として検査役の検査（会社法第207条第1項）若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査（同条第9項第4号）が義務付けられていますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合（いわゆるデット・エクイティ・スワップである場合）については、会計帳簿によりその実在性が確認できるとともに、帳簿残高の範囲内であれば資本充実に支障がないことから、検査役検査又は専門家による調査の必要がないこととされています（同条第9項第5号）。ただし、同条第9項第5号が適用される金銭債権については、弁済期が到来しているものに限られます。

よって、現物出資の目的となる債権366,000,000円につきましては、検査役検査又は専門家による調査を不要とすることを目的として、当社が期限の利益を放棄することとし、これにより弁済期が到来いたします。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
110	55	100株	平成28年8月26日(金)		平成28年8月26日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、本届出書の効力が発生した後、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、デット・エクイティ・スワップによる払込の方法によります。現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権366,000,000円は、365,992,000円を申込みに係る株式の払込に充当し、8,000円は債務免除を受けることにより消滅します。
- 4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
マルマン株式会社 経営管理本部	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル

(4)【払込取扱場所】

金銭以外の財産を現物出資の目的としているため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	7,000,000	

- (注) 1 金銭以外の財産による現物出資の方法によるため、現金による払込はありません。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 3 発行諸費用の概算額の内容は、登記費用、弁護士費用、割当予定先に対する調査費用及びその他費用です。

（２）【手取金の使途】

本第三者割当増資は、当社に対する金銭以外の財産である金銭債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。））によるものであるため、手取額はありません。

なお、現物出資の目的となる財産であるマルマンコリアからの借入金及び借入の目的と借入金の使途は、次のとおりです。

（単位：円）

	借入先	借入目的	借入日	借入金
1	株式会社マルマンコリア	運転資金	平成26年9月25日	200,000,000
2	株式会社マルマンコリア	借入金の返済資金	平成27年11月6日	86,000,000
3	株式会社マルマンコリア	借入金の返済資金	平成27年11月25日	80,000,000

（借入金の使途について）

当社は、平成23年から平成25年にかけて一部の海外代理店の債権回収が困難な状態になったことにより、資金繰り状況が悪化しました。このため、平成26年度において、運転資金への充当を目的に上表のNo. 1の借入を行いました。この借入金は、主に、平成26年10月に発売した新製品「Majesty Royal Black」の立ち上げに伴う仕入代金の支払資金に充当いたしました。

また、上表のNo. 2及びNo. 3の借入は、当社の取締役でありマルマンコリアの筆頭株主である許京秀氏から、平成26年3月に上記No. 1と同じく運転資金への充当を目的に行った借入に対する返済（借換え）資金として行ったものであります。なお、許京秀氏からの借入は、主に、平成26年4月に発売した当社の主力商品「Majesty Prestigio The 8th」の立ち上げに伴う仕入代金の支払資金に充当いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社マルマン코리아
所在地	大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路238, 13階
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
代表者の役職・氏名	代表取締役 金 錫根
資本金	3,065,935,000ウォン
事業内容	ゴルフ用品などの輸入販売
主たる出資者及びその出資比率	許京秀 : 70%, 株式会社コスモ化学 : 30%

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人的関係		マルマン코리아の代表取締役の金錫根氏は、当社の社外取締役を兼務しております。 マルマン코리아の取締役の出山泰弘氏は、当社の代表取締役を兼務しております。 マルマン코리아の株式の70%を保有する許京秀氏は、当社の取締役会長を務めております。
資金関係		当社はマルマン코리아から、366,000,000円の借入があります。
技術又は取引関係		マルマン코리아は当社と販売代理店契約を締結し、当社より製品を仕入れ、韓国で販売いたしております。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先であるマルマン코리아は、韓国に本拠地を置き、化学・建設エンジニアリング・産業資材・流通業などの事業を行う企業10数社を擁するコスモグループを構成する企業の1社で、韓国でゴルフ用品及びウィンタースポーツ用品等を販売する会社であります。

同社は、平成15年、当社とコスモグループの韓国における合弁会社として設立されましたが、当社は平成26年、当社の保有する同社の株式をコスモグループの系列企業に全て売却したため、本届出書提出日現在、当社と同社の直接の資本関係はありません。

しかし、同社は当社の韓国の総代理店として、当社製品を韓国国内で独占的に販売しており、当社にとって最大の販売先に当たります。また、同社の韓国におけるプロモーションの成果により、当社のフラッグシップモデル「Majesty」は、韓国において最高級ブランドとして認知されるようになり、ゴルフ用品の枠を超えた高いブランドイメージが確立されております。一方で、マルマン코리아は、取扱商品の大部分を当社製品で占めており、当社にとって当社は重要な仕入先に当たります。

当社、当社の連結子会社5社及び持分法適用関連会社1社（以下、「当社グループ」といいます。）とマルマン코리아を始めとするコスモグループは、当社の製品及びブランドを通じて互いに企業価値を共有しており、当社グループは、経営基盤の安定を目的として、これまで同社及び同グループより財務面を含む各種支援の提供を受けております。

このように当社グループとマルマン코리아の関係は非常に深く、また、当社製品のブランド価値の更なる向上に向けて将来においても当社製品の販売先・仕入先としての良好な関係を維持し、より堅固にしていくことが双方の発展につながるものと考え、そのためにマルマン코리아を割当予定先とすることが、当社グループ並びに当社既存株主の皆様にとって最良の方法であると判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

3,327,200株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に株式を保有する意向であることを口頭にて確認しております。

また、割当予定先との間において、新株式払込期日（平成28年8月26日）より2年間において、新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、ただちに譲渡を受けた者の商号又は氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡方法等を当社に書面で報告すること及び、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所へ報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意することについての確約書を入手する予定であります。

f 払込に要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資（D E S）によるものであるため、金銭の払込はありません。なお、現物出資におきましては、会社法第207条第9項第5号により、現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期の到来しているものに限る。）であって、当該金銭債権について定められた会社法第199条第1項第3号の価額（金銭以外の財産の価額）が当該金銭債権に係る負債の帳簿価格を超えない場合は、検査役の検査若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査は不要とされております。そこで、当社におきましても当該財産（当社の債務）の実在性及び払込金額が対象となる金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えないことを、当社の会計帳簿により確認いたしました。なお、弁済期につきましては、「第1募集要項」の「2.株式募集の方法及び条件」の「(1)募集の方法」の「(注)3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容」に記載のとおり当社が期限の利益を放棄することにより弁済期が到来しております。

g 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるマルマンコリア、並びにその役員及び株主が反社会的勢力でない旨、反社会的勢力が運営又は経営に関与していない旨、反社会的勢力と意図的に取引関係を有していない旨を確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。調査方法としましては、割当予定先であるマルマンコリア、並びにその役員及び株主につきまして、反社会的勢力の関与等のリスクを顕在化し、割当予定先としての適切性を計ることにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすため、当社から第三者の信用調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング（以下、「JPR&C」といいます。）に調査を依頼しました。当社はJPR&Cに対し、その調査方法を確認したところ、対象企業・対象個人に関わる書類の査閲、分析及び過去の新聞記事検索、行為情報、訴訟履歴確認、各関係機関への照会等の実施を行ったとの回答を受けております。その調査結果として、割当予定先であるマルマンコリア、並びにその役員及び株主についても反社会的勢力との関わりを示す情報などは把握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告を平成28年7月29日付で受けております。また、マルマンコリアに対する当社の聞き取り調査により、調査報告書受領日から本届出書提出日現在に至るまで、調査報告書の内容に関して状況変化がないことを確認いたしております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額につきましては、平成28年8月10日開催の取締役会決議の直前営業日である平成28年8月9日の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の終値である122円から9.84%ディスカウントした110円いたしました。

当該発行価額の110円につきましては、発行決議日の直前1ヶ月間の終値の単純平均値117円に対して5.98%のディスカウント、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値124円に対して11.29%のディスカウント、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値130円に対して15.38%のディスカウントとなります。

取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価額の算定の基礎として採用した理由といたしましては、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、本届出書提出日現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したためです。

また、取締役会決議の直前営業日の終値より9.84%ディスカウントした理由といたしましては、マルマンコリアとの借入金の返済に関する交渉の中で、同社より、借入金をDESとして株式化することに応諾する条件としてディスカウントの要望があったものです。当社は、ディスカウント発行を行った場合、マルマンコリアが既存株主に対し有利な条件で株式を保有することになり、株主間の平等が図られない可能性があること、有利発行を行うには株主総会での決議が必要になることなどを説明しましたが、借入金及びその返済に関する経緯等、及び、マルマンコリアとの将来にわたる関係強化の必要性等を総合的に考慮し、同社と協議の上、有利発行とならない範囲でディスカウント発行を行うこととしたものであります。発行価額を検討する際には、マルマンコリアが本第三者割当増資により保有することとなる株式は、当社との関係強化の観点から中長期的な保有が前提とされており、マルマンコリアが短期売却での経済的利益を享受する可能性が低いこと、また、当社の業績が回復基調にあるものの、財務体質が依然として脆弱であり、株価下落リスクがあること、マルマンコリア以外には本第三者割当増資を引き受けてくれる先を見出すことは相当困難であることなどを考慮いたしました。

なお、当社の取締役会長の許京秀氏は、マルマンコリアの株式の70%を保有していることから、本第三者割当増資は実質的には経営者に対するディスカウント発行とも見られる余地がありますが、本第三者割当増資を検討するに至った経緯とDESによる金利負担の減少等、当社が本第三者割当増資の実行後に享受する利益を考慮した場合、当社の財務体質を強化するうえで本第三者割当増資の意義は極めて大きく、本第三者割当増資を実現するためには、合理的な範囲でのディスカウントの検討が必要であると判断しました。そのうえで、許京秀氏のほか、マルマンコリアの代表取締役である金錫根氏及び同取締役である出山泰弘氏を当社の立場において関与させない形でマルマンコリアとの間で真摯に交渉を重ね、「6.大規模な第三者割当の必要性」の「(3)第三者の意見」記載の当社の社外役員から提出された報告書も最大限尊重したうえで、発行価額を決定したものであります。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として取締役会決議日の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価格で決定することとされており、上記発行価額の算定は、当該指針に準拠するものであることから、有利発行に該当しないものと考えております。

当該発行価額については、当社の全監査役3名（うち2名は社外監査役）から、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案し、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を得ております。

なお、平成28年8月10日開催の取締役会決議において、割当予定先であるマルマンコリアの代表取締役である金錫根、同取締役である出山泰弘及びマルマンコリアの株式の70%を保有し、本第三者割当増資の結果、親会社以外の支配株主となる許京秀の各氏は、特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において割当予定先との協議及び交渉にも参加しておりません。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による新規発行株式数は3,327,200株となり、発行済株式の総数である12,253,709株を分母とする希薄化率は27.15%です。また、議決権ベースでも、本第三者割当増資に係る新規発行株式数に係る議決権の数は33,272個であり、発行済株式総数に係る議決権の総数である122,521個を分母とする希薄化率は27.16%となる見込みです。

しかしながら、当社グループの課題であります財務体質の強化のためには、本第三者割当増資による自己資本の充実と有利子負債の圧縮が必要であり、当社グループの企業価値を向上させていくためには、本第三者割当増資とコスモグループとの関係強化が必要不可欠であると考えております。本第三者割当増資により、有利子負債の圧縮とそれに伴う支払利息の削減及び資金調達力の確保がなされ、当社グループの経営基盤の安定化と財務体質の強化が図られることにより当社グループの企業価値が向上し、将来的には既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えております。また、割当予定先であるマルマンコリアからは、一層の関係強化の趣旨に鑑み、中長期的に株式を保有する意向である旨聞いており、少なくとも当面の間においては、割当予定先からの株式の売却によって市場において当社株式への売り圧力が高まる可能性は限定的であると考えております。したがって、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は、合理的な規模であると判断いたしております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行される株式に係る議決権の数は33,272個であり、平成28年3月31日現在の当社の総株主の議決権個数122,521個に対する割合は27.16%と、希薄化率が25%以上になることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当するものであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社マルマンコリア	大韓民国ソウル特別市江南区テ ヘラン路238,13階	-	-	3,327	21.36%
株式会社COSMO&Company	東京都港区新橋2丁目16番1号 ニュー新橋ビル628号	3,090	25.22%	3,090	19.83%
許 京秀	東京都新宿区	1,604	13.09%	1,604	10.30%
パインクレスト アセット マ ネジメント合同会社	東京都港区南麻布3丁目19番23 号	995	8.12%	995	6.39%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁 目2番10号	383	3.13%	383	2.46%
小川 久哉	千葉県鎌ヶ谷市	220	1.80%	220	1.41%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	136	1.12%	136	0.88%
福岡 慎二	広島県広島市中区	100	0.82%	100	0.64%
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町2丁目4-1 麹町大通ビル13階	72	0.59%	72	0.46%
大西 一男	兵庫県神戸市北区	70	0.57%	70	0.45%
マルマン社員持株会	東京都千代田区外神田1-8-13 NREG秋葉原ビル	69	0.56%	69	0.44%
計	-	6,741	55.02%	10,068	64.63%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成28年3月31日時点の株主名簿及び本届出書提出日までに提出された大量保有報告書に記載された数値を基準として記載しております。

2. 本届出書提出日現在（平成28年8月10日）の発行済株式総数は12,253,709株、発行済株式に係る議決権の総数は122,521個であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当社グループの現状及び大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社グループは、「健康」をキーワードとして、ゴルフ関連事業（ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品の企画・開発製造・販売及び輸出事業）、健康食品関連事業（禁煙パイポ、電子パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品の企画・販売）及びゴルフ場の運営事業を行っております。

当社グループでは、国内におけるゴルフ事業がレジャー・スポーツの多様化と若年層の競技人口の減少により縮小傾向にある中、ゴルフ用品の総合メーカーとしての多様なブランド政策を修正し、より付加価値の高い高級品に重点を置いた商品開発への転換を図ることとしました。

その結果、当社グループのフラッグシップモデルである「Majesty」は、日本を代表する最高級ブランドとしてアジア地域を中心に、広く世界に認知されるに至りました。当社グループは、「Majesty」の持つ高いブランドイメージを背景に、積極的な海外展開を図り、国内市場の縮小に対応してまいりました。

こうした中で、平成23年から平成25年にかけて、中国及び米国で当社の代理店として、「Majesty」を始めとする当社製品を販売していた会社2社が、当社との契約条項に違背する行為をし、その後、当該2社に対する債権の回収が困難な状態となったため、当社は多額の損失を計上することとなりました。

平成25年9月期は、上記2社に対する貸倒引当金の計上に加え、海外の持分法適用関連会社が行った合併に伴う損失の計上等により1,663百万円の連結当期純損失を計上いたしました。

また、平成26年9月期は、上記元代理店2社に対する貸倒引当金の追加計上と、ゴルフ場を運営する子会社の固定資産の減損損失の計上等により、917百万円の連結当期純損失を計上いたしました。

こうした状況に対し、当社グループでは、財政基盤の強化を図るため、コスト削減を一層進めることの一環としてリストラを実施して固定費の圧縮を図る一方、米国及び中国市場の立て直しと新規開拓等、海外拠点の拡大並びに健康食品関連事業における新製品「電子パイポ」の販売等により売上の拡大を図るとともに、在庫の適正化とブランドの集中化による原価率の改善を実施しました。その結果、平成27年9月期は、42百万円の連結当期純利益を計上し、わずかながらも4期ぶりに黒字化を果たすこととなりました。しかし、その前期までの損失によって当社グループの自己資本は大きく毀損し、平成27年9月期の連結の自己資本比率は11.9%にとどまり、資本の増強を含む財務体質の強化が課題となっております。

また、当社グループは、上記海外代理店2社との契約解消により中国と米国での売上が大幅に減少し、また、計画していた資金の回収が困難となったため、厳しい経営状況に直面しました。この状況を打開するため、当社は、平成26年1月頃、当社の筆頭株主である株式会社COSMO & Companyを傘下に置く韓国のコスモグループに支援を要請し、その結果、当時、当社とコスモグループの合併会社であったマルマンコリアの当社保有株式のコスモグループの系列企業への売却と、コスモグループからの資金の借入について協力を得ることとなりました。

この際、当社は、保有するマルマンコリアの株式の全てを、コスモグループの系列企業1社に、平成26年3月と同年4月の2回にわたり売却しました。また、コスモグループからの借入は、平成26年3月と同年9月の2回にわたり実施し、その後、コスモグループ内での借り換えを経て、本届出書提出日現在、コスモグループからの借入は、マルマンコリアを借入先として366百万円の借入残高となっております。

上記株式の売却により、マルマンコリアは、本届出書提出日現在、当社と直接の資本関係は無くなっておりますが、当社にとって同社は債権者であるとともに最大の販売先であり、また、当社にとっても当社は、取扱商品の大部分を当社製品で占める重要な仕入先の関係にあり、当社グループの企業価値の向上は、マルマンコリアにとっても共通の課題として認識されております。こうしたことから、両社の更なる関係強化と当社グループの有利子負債の圧縮と資本の増強による財務体質の強化のため、当社に対する貸付金を現物出資することによる本第三者割当増資の実施が必要不可欠であると判断するに至りました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

当社は、財務体質の強化に向け、本届出書提出日現在の借入金について、より金利負担の少ない他の金融機関からの借り換えによる返済を検討しましたが、本届出書提出日現在の当社グループの自己資本比率の状況及び担保提供が可能な資産の有無並びに当社グループの最近の業績等を考慮した場合、間接金融による新たな資金調達を行うことは極めて難しいと判断いたしました。

また、当社は、本第三者割当増資に先駆けて、平成27年6月、ドリーム8号投資事業有限責任組合を割当先とする第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といいます。）及び第1回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行いました。

しかし、その後、株式市場全体の低迷を反映して、当社株式の売買価格も下落傾向となり、本新株予約権付社債及び本新株予約権は、一部を除き、本届出書提出日現在までそのほとんどが転換又は行使がなされておられません。

こうした状況の中、当社は、本届出書提出日現在の株式市場の状況、当社の業績、財務状況、株価動向等から判断すると、公募増資は現実的ではなく、また、調達額が不確定であることや、手続にかかる時間及びコストを考慮すると、株主割当の方法も適当ではないと判断いたしました。そこで、当社としては第三者割当による方法が現実的であると考え、かつ、当社の財務状況を考えると当社に対する金銭債権の現物出資（D E S）による第三者割当増資による方法が最も可能性のある方法であると考えました。そこで、当社は、平成28年6月、当社の借入先であ

るマルマンコリアに対して現物出資であるDESによる新株の発行の打診をしたところ、当該増資の引受を検討いただけるとのことであったため、マルマンコリアを割当予定先とし、払込期日において、当該借入金の一部365,992,000円を資本へと振り替えるDESの方法を採用することといたしました。

本第三者割当増資が行われた場合には、当社株式の希薄化が生じることとなり、既存株主の利益を損なうおそれがあることから、当社は慎重な検討を重ねてまいりましたが、当社グループの課題であります財務体質の強化のためには、本第三者割当増資による自己資本の充実と有利子負債の圧縮が必要であり、かつ、マルマンコリアとの関係性強化が結果として企業価値の向上につながっていくものと判断したものであります。

なお、本第三者割当増資の実施を当時期に行うことといたしましたのは、平成28年9月期の連結及び個別財務諸表に本第三者割当増資の結果生じる債務の減少と資本の増加を反映し、今後の新規の資金調達等の際に、金融機関との交渉においてより有利な条件を引き出す可能性を広げるためであります。

(3) 第三者の意見

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となること及び許京秀氏が新たに当社の支配株主に該当することにより、支配株主の異動を伴うものであることから、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範に関する規則」に定める経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで、当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として独立役員である社外取締役の石上晴康氏及び永井猛氏並びに独立役員である社外監査役の樋口俊輔氏の3氏（以下、「当該社外役員」といいます。）に対し、本第三者割当増資に関する諮問を行いました。

当社は、当該社外役員に対し、当社グループの現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当増資に関する事項に係る募集株式発行の目的及び理由、募集に至る経緯、第三者割当増資及びその他の資金調達手段との比較、払込金額算定の根拠、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠、割当予定先の選定理由等に関する事項と、当該社外役員からの質問事項に関して詳細に説明を行い、当該社外役員はこれを踏まえ慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当該社外役員は、当社の取締役会に対して連名で、本第三者割当増資について必要性及び相当性が認められる旨の平成28年8月10日付第三者割当増資に関する報告書を提出しております。

なお、当該社外役員は、当社に自己資本を改善させ財務基盤を強化する必要があること、当社の経常損益の速やかな改善を実現するためには、早期に本第三者割当増資を含む今後の事業計画を実施する必要があること等から本第三者割当増資の必要性があり、かつ、資金調達方法の選択について合理性があること、割当予定先の選定理由に相当性があること、希薄化の規模が合理的であること、払込金額が妥当であること等から本第三者割当増資の相当性があると判断しております。

その判断の根拠として、資金調達方法の合理性については、間接金融による資金調達、新株予約権又は新株予約権付社債の発行、公募増資、株主割当及び金銭の払込みによる第三者割当増資等による方法を検討した結果、資金調達の目的が当社グループの有利子負債の圧縮と資本の増強による財務体質の強化にあること、現在の株式市場の状況並びに当社の業績、財務状況、株価動向等からすると、いずれの方法も実現が困難か又は現実的かつ適当な方法とはいえないことから、第三者割当（DES）による新株発行という資金調達の方法には合理性があるとしております。

また、割当予定先の選定理由の相当性については、当社とマルマンコリアが、当社の製品及びブランドを通じて互いに企業価値を共有しており、当社製品の販売先及び仕入先としての良好な関係をより堅固なものにするために、マルマンコリアと資本関係を築くことには十分な合理性が認められることから、マルマンコリアを割当予定先とする理由には相当性が認められるとしております。

希薄化の規模の合理性については、本第三者割当増資により有利子負債の圧縮とそれに伴う支払利息の削減及び資金調達力の確保がなされ、当社グループの企業価値及び既存株主の中長期的な利益の向上に資すると認められること、また、マルマンコリアの中長期的な当社株式保有の意向から、割当予定先の株式売却により当社株式の売り圧力が高まる可能性は限定的であると考えられることから、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は、合理的な規模であるとしております。

払込金額の妥当性については、本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前営業日の終値である122円から9.84%ディスカウントした110円の発行価額について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取り扱いに関する指針」（平成22年4月1日付）に準拠しており、有利発行に該当しないと認められること、また、マルマンコリアは当社株式を中長期的に保有する意向であり、短期売却により利益を得る可能性が高いといった事情は認められず、他方で、マルマンコリアにおいて相応の株価下落リスクが存在することなどを踏まえると、マルマンコリアが本第三者割当増資の割当先となるにあたり、直前営業日の終値から9.84%ディスカウントした価格を求めたとしても殊更不合理なことであるとは言えないとしております。更に、マルマンコリアの代表取締役である金錫根、同取締役である出山泰弘及びマルマンコリアの株式の70%を保有し、本第三者割当増資の結果、親会社以外の支配株主となる許京秀の各氏は特別の利害関係を有するおそれのあることから、当社の立場においてマルマンコリアとの協議及び交渉に参加しておらず、かつ、平成28年8月10日開催の取締役会決議の審議及び決議に参加しない見込みであることから、発行価額の決定に関する協議の過程においても不適切な点が認められないとし、その上で、当社として

少しでも既存株主に有利な条件を引き出すべくマルマン코리아と交渉を重ねた結果として払込金額が決定されていることが認められることから、本第三者割当増資における払込金額は妥当であるものと認められるとしております。なお、本第三者割当増資が、当社の取締役会長である許京秀氏が70%の株式を保有するマルマン코리아を割当予定先として、当社株式の市場株価から9.84%のディスカウントをした払込金額をもって行うものであることについては、本第三者割当増資の実行前の時点では、許京秀氏は当社の支配株主には該当していないこと、許京秀氏とマルマン코리아はあくまでも異なる法主体であり、かつ、マルマン코리아には許京秀氏以外に株式の30%を保有する別の株主が存在し、当該株主は韓国における上場会社であることからすれば、仮に、当社が現在の厳しい財務状況に陥る過程に許京秀氏が経営者として一定の関与を行っていたとしても、マルマン코리아が引き受ける当社株式についてディスカウントを否定すべきとまでは言えず、上記のとおり、マルマン코리아においても相応の価格下落リスクを負担しており、また、10%の範囲内でディスカウントをした払込金額による第三者割当増資は実務上一般的に行われていることを踏まえると、マルマン코리아がディスカウントなしの払込金額をもって当社の第三者割当増資に応じることは考えにくいこと、当社の財務体質を強化するうえで本第三者割当増資を実施する必要性が高いことなどを総合的に考慮すれば、許京秀氏が70%の株式を保有するマルマン코리아に対して9.84%のディスカウントした払込金額をもって当社の株式を割り当てることは不合理であるとは認められないとしております。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、当該社外役員から提出された報告書を最大限尊重して、当社企業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本第三者割当増資に係る発行条件の公正性の確保等の観点から慎重な審議を行い、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

なお、本第三者割当増資は、支配株主との取引には該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本届出書提出日（平成28年8月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日（平成28年8月10日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第16期有価証券報告書の提出日以降、本届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成27年12月28日臨時報告書〕

1（提出理由）

平成27年12月25日開催の当社第16回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2（報告内容）

（1）株主総会が開催された年月日

平成27年12月25日

（2）株主総会における決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件
定款の一部を変更する。

第2号議案 取締役7名選任の件
取締役として、許京秀、出山泰弘、盧康九、筋野秀樹、石上晴康、永井猛、金錫根を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件
監査役として、宮内幸三郎、樋口俊輔、白洪煜を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件
補欠監査役として、水谷繁幸を選任する。

(3) 上記決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示にかかる議決権の数、上記決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案					
	69,072	6,579	0	56.38	可決
第2号議案					
許 京秀	68,805	6,846	0	56.16	可決
出山 泰弘	69,002	6,649	0	56.32	可決
盧 康九	68,810	6,841	0	56.16	可決
筋野 秀樹	69,002	6,649	0	56.32	可決
石上 晴康	68,989	6,662	0	56.31	可決
永井 猛	68,833	6,818	0	56.18	可決
金 錫根	68,830	6,821	0	56.18	可決
第3号議案					
宮内 幸三郎	68,948	6,703	0	56.28	可決
樋口 俊輔	68,991	6,660	0	56.31	可決
白 洪煜	68,800	6,851	0	56.15	可決
第4号議案					
水谷 繁幸	68,973	6,679	0	56.30	可決

- (注) 1. 第1号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成です。
2. 第2号議案、第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主(委任状の提出による議決権の代理行使分を含む。)から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

[平成28年2月18日臨時報告書]

1(提出理由)

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2(報告内容)

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年2月12日

(2) 当該事象の内容

為替差損

当社グループは、為替相場の変動による為替差損が発生したため、平成28年9月期第1四半期決算において営業外費用に計上しました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成28年9月期第1四半期の連結決算に、為替差損28百万円を営業外費用に計上しました。

〔平成28年6月27日臨時報告書〕

1（提出理由）

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2（報告内容）

(1) 当該異動にかかる主要株主の氏名

主要株主となったもの

氏名 許京秀

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

異動前	11,042個（1,104,200株）	9.01%
異動後	16,042個（1,604,200株）	13.09%

(3) 当該異動の年月日

平成28年6月13日

（注） 当社は、ドリーム8号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるモダンパス合同会社が平成28年6月20日付で関東財務局長に提出した大量保有報告書の変更報告書の記載内容及び許京秀氏から同日付で受けた報告により、同組合及び同氏との間の当社普通株式500,000株に係る平成27年6月22日付消費貸借契約が終了し、同組合が平成28年6月13日付で当該株式のすべてを同氏に返済したことを確認いたしました。これにより、許京秀氏が主要株主に該当することが判明したため、異動の年月日を上記のとおりとしております。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	1,196,492千円
発行済株式総数	12,253,709株

〔平成28年8月10日臨時報告書〕

1（提出理由）

当社は、平成28年8月10日開催の取締役会において、株式会社マルマンコアを割当先とする第三者割当増資（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことを決議いたしました。これに伴い、当社の主要株主に異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2（報告内容）

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの

名称 株式会社マルマンコア

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

異動前	- 個	- %
異動後	33,272個	21.36%

(3) 当該異動の年月日

平成28年8月26日（本第三者割当増資の払込期日）

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	1,198,992千円
発行済株式総数	12,253,709株

〔平成28年8月10日臨時報告書の訂正報告書〕

1（臨時報告書の訂正報告書の提出理由）

平成28年6月27日に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出いたしました、当社の主要株主の異動に係る臨時報告書の記載内容について、一部に訂正すべき事項が判明したため、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2（訂正事項）

2 報告内容

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

3（訂正内容）

訂正箇所は、__を付して表示しております。

2 報告内容

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

（訂正前）

資本金の額	<u>1,196,492千円</u>
発行済株式総数	12,253,709株

（訂正後）

資本金の額	<u>1,198,992千円</u>
発行済株式総数	12,253,709株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 至	平成26年10月1日 平成27年9月30日	平成27年12月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第3四半期)	自 至	平成28年4月1日 平成28年6月30日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月25日

マルマン株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月24日開催の取締役会において、株式会社マルマンプロダクツからマウスケア商品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルマン株式会社の平成27年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、マルマン株式会社が平成27年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年12月25日

マルマン株式会社

取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川 田 増 三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大 塚 貴 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルマン株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年11月24日開催の取締役会において、株式会社マルマンプロダクツからマウスケア商品事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月10日

マルマン株式会社
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 公認会計士 川田 増三 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大塚 貴史 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルマン株式会社の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルマン株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成28年8月10日開催の取締役会において、第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式の発行を決議した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。